

議案第17号

山陽小野田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

山陽小野田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月27日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

山陽小野田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
山陽小野田市教育委員会事務専決規程（平成18年山陽小野田市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第14条中「、きらら交流館長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。